

2021年8月10日

株 主 各 位

名古屋市中区伊勢山二丁目11番28号

三ツ子産業株式会社

代表取締役社長 橋 和 博

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、インターネットまたは書面による議決権行使を行っていただくことをご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年8月26日（木曜日）午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年8月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋
5階 ローブルーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第45期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第45期（2020年6月1日から2021年5月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス [https://www.mitachi.co.jp/ir/library/library\\_old/soukai.php](https://www.mitachi.co.jp/ir/library/library_old/soukai.php)）に修正後の事項を掲載させていただきます。

当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

お土産はご用意いたしておりません。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 新型コロナウイルス感染防止への対応について

### <当社の対応について>

- ・株主総会の登壇者、運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入り口付近には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の議事は、例年よりも円滑な進行を予定しております。
- ・株主様の座席につきましては、例年よりも座席の間隔をあけて配置いたします。

### <株主様へのお願い>

- ・株主総会開催日の最新の国内の流行状況やご自身の健康状態にもご留意いただき、当日のご出席についてご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・妊婦の方や高齢者の方、基礎疾患をお持ちの方につきましては、くれぐれもご無理なさらず、ご出席を見合わせることも含め、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権行使は、インターネットまたは書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

### <ご来場される株主様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の噴霧とマスクの着用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ・受付前に検温を実施させていただきます。また、検温の結果によっては、誠に恐縮ですが、会場への入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。
- ・座席数を上回るご来場の場合は、入場数を制限し、入場をお断りさせていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## インターネットで議決権を行使される場合

---



次頁の案内にしたがって、各議案の賛否を、下記行使期限までに入力してください。

**行使期限** 2021年8月26日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合

---



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2021年8月26日（木曜日）午後5時30分到着分まで

## 株主総会にご出席される場合

---



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2021年8月27日（金曜日）

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

行使期限 2021年8月26日（木）午後5時30分入力完了分まで

## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。  
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

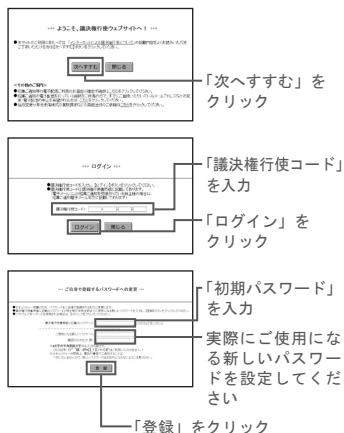


※議決権行使書はイメージです。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## インターネット議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル電話番号:0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9：00～21：00）

## (提供書面)

# 事業報告

( 2020年6月1日から  
2021年5月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### ① 全般の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、感染症拡大の防止策が継続されるなか、社会活動のレベル引き上げが徐々に進み景気は回復基調となったものの、その後の緊急事態宣言の再発出等を受け、景気の回復は弱い動きとなりました。海外経済において、中国では新型コロナウイルス感染症の封じ込めにより早期に経済活動が再開され、米国では各種政策により消費マインドは改善に向かうなど、経済活動に回復の動きがみられる地域があったものの、新型コロナウイルス感染再拡大の影響による経済活動の制限もあり、依然として不透明感は継続しております。

当社グループを取りまく環境において、急速なデジタル化の進展により、引き続き、半導体・電子部品の需要増加が見込まれる一方、競争環境はより激化をしており、大きな環境変化が継続しております。このような経済環境のもと、当社グループにおいて、主要取引先である自動車分野につきましては、車載機器関連の半導体・電子部品の販売およびEMSは、自動車販売の回復にともなう国内での受注回復や、中国での受注増加などにより、売上高は前期比で増収となりました。産業機器分野につきましては、IT関連の需要増加や、中国市場の需要回復などにより、売上高は前期比で増収となりました。民生分野につきましては、海外での新型コロナウイルス感染症の再拡大による、経済活動や生産活動の制限の影響を受け、売上高は前期比で減収となりました。アミューズメント分野につきましては、規制等の影響による受注減少などから、売上高は前期比で減収となりました。

その様な環境の中、当社グループにおきましては、継続的に売上高の伸長に努めるとともに、コスト抑制を推進し、収益の維持に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は338億80百万円（前期比0.1%増）、利益につきましては、営業利益は9億24百万円（前期比21.8%増）、経常利益は10億円（前期比29.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は6億65百万円（前期比34.0%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（国内事業部門）

車載機器関連の半導体・電子部品の受注は、電動化製品に関連する採用や受注回復などにより売上高は増加、産業機器関連の工作機械向け受注は、IT関連の需要増加によるEMSなどの受注増加により売上高は増加し、アミューズメント分野での売上高減少はあったものの、連結売上高は239億86百万円（前期比3.0%増）となりました。セグメント利益は10億98百万円（前期比2.2%増）となりました。

（海外事業部門）

中国での早期の市場回復による地域的な売上高の増加はあったものの、アセアン地域での新型コロナウイルス感染症による経済や生産活動の制限によるEMSなどの受注減少が影響し、連結売上高は98億94百万円（前期比6.5%減）となりました。セグメント利益は2億88百万円（前期比66.6%増）となりました。

（単位：百万円）

| セグメント  | 第44期<br>(2020年5月期) |        | 第45期<br>(2021年5月期) |        |
|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|
|        | 売上高                | 構成比    | 売上高                | 構成比    |
| 国内事業部門 | 23,281             | 68.8%  | 23,986             | 70.8%  |
| 海外事業部門 | 10,578             | 31.2%  | 9,894              | 29.2%  |
| 合計     | 33,859             | 100.0% | 33,880             | 100.0% |

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1億37百万円であり、主要なものは海外事業部門の建物25百万円並びに製造設備25百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

当期並びに過去3年間の財産及び損益の状況の推移は次のとおりであります。

| 区 分                          | 第 42 期<br>(2018年5月期) | 第 43 期<br>(2019年5月期) | 第 44 期<br>(2020年5月期) | 第 45 期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年5月期) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                   | 42,246               | 38,512               | 33,859               | 33,880                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益(百万円) | 934                  | 972                  | 496                  | 665                               |
| 1株当たり当期純利益 (円)               | 126.65               | 123.03               | 62.80                | 84.14                             |
| 総 資 産(百万円)                   | 16,722               | 16,175               | 14,324               | 16,622                            |
| 純 資 産(百万円)                   | 8,381                | 9,152                | 9,290                | 9,971                             |
| 1株当たり純資産額 (円)                | 1,058.16             | 1,153.97             | 1,172.64             | 1,259.65                          |

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年5月31日現在)

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資 本 金            | 議決権比率             | 主要な事業内容     |
|------------------------------|------------------|-------------------|-------------|
| M. A. TECHNOLOGY, INC.       | 161百万<br>フィリピンペソ | 93.1%             | 電子部品の製造、販売  |
| 美達奇(香港)有限公司                  | 9,900千<br>香港ドル   | 100.0%            | 電子部品の販売     |
| 台湾美達旗股份有限公司                  | 13百万<br>台湾ドル     | 100.0%            | 電子部品の販売     |
| 敏拓吉電子(上海)有限公司                | 3,450千<br>米ドル    | 100.0%<br>(100.0) | 電子部品の販売     |
| 美達奇電子(深圳)有限公司                | 400千<br>米ドル      | 100.0%<br>(100.0) | 電子部品の販売     |
| MITACHI (THAILAND) CO., LTD. | 12百万<br>タイバーツ    | 100.0%<br>(99.0)  | 電子部品の販売     |
| P.T. MITACHI INDONESIA       | 300千<br>米ドル      | 100.0%<br>(99.6)  | 電子部品の販売     |
| M E テ ッ ク 株 式 会 社            | 5,500万円          | 95.1%             | 電子部品の販売     |
| フ ロ ア 工 業 株 式 会 社            | 4,000万円          | 100.0%            | 自動車部品の組立、検査 |

- (注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。  
2. 2020年11月に設立いたしました非連結子会社でありますMITACHI INTERNATIONAL (MALAYSIA) SDN. BHD. については重要性に鑑み、除外しております。



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2022年5月期を初年度とする3ヶ年の新中期経営計画「中期経営計画2023」を策定いたしました。

当社は創業以来の経営理念「顧客第一主義」、「人間尊重」、「一流へのチャレンジ」、「創造的革新」、「企業の社会的貢献」のもと、社名の「ミタチ」の由来であるお客様、仕入先様、当社が三つで成り立ち、また「産業」は特定の事業に限定をせず、あらゆる分野に対応、挑戦をしていくことを精神とし、常に新しい視点で物事を見つめ、創造し続けることで、さらなる成長を目指してまいります。グローバルかつ中長期的には当社グループのコアとなるエレクトロニクス関連製品、ソリューションサービスの需要はさらに高まることが想定される一方、エレクトロニクス商社を取り巻く環境は、半導体・電子部品メーカーやエレクトロニクス商社の再編や統合などの構造変化、国内外では需給状況の変化や新興メーカーの隆盛、また、技術革新による生産品目や製品ライフサイクルの変化への対応など、企業間での競争は一層厳しさを増しております。このような大きな変化を勝ち抜くため、お客様から魅力を感じていただけるよう、商材とサービスのさらなる拡充を追求してまいります。

##### 基本方針

###### <基盤ビジネスの強化・拡大>

当社グループの基盤となる事業分野において、事業活動の推進と機能、拠点の強化・拡大を行い、収益基盤の強化を図ってまいります。

- ①自動車分野、産業機器分野での取り組み強化
- ②EMS事業の強化・拡大
- ③海外拠点の強化・拡大
- ④協業、M&Aの活用による強化

###### <新規顧客・新規事業での成長>

今後、高い成長が見込まれる市場分野への注力活動を行い、中長期での成長事業の確立と拡充を目指してまいります。

- ①新規顧客の獲得
- ②IoT領域での事業拡大
- ③社会課題の解決事業への取り組み
- ④課題解決型の開発力の強化
- ⑤協業、M&Aによる成長・加速

<仕入先との協業強化>

「三つで成り立つ」の当社精神のもと、仕入先各社と一体となった営業活動と、国内外の商材探索と拡充を行い、お客様ニーズへの対応力の向上を図ってまいります。

- ①仕入先と一体となった営業活動
- ②国内・海外商材の拡充

<経営基盤の強化>

当社グループのガバナンス、財務健全性の維持・強化を図るとともに、継続的な経営の効率化と、それを担うグループ全体での人財の育成をすすめてまいります。

- ①ガバナンスの維持・強化
- ②健全な財務基盤の維持・向上
- ③グローバルでの人財育成
- ④人事制度と働き方の改革
- ⑤D Xの推進
- ⑥品質の維持・強化

(5) 主要な事業内容 (2021年5月31日現在)

- ① 電子デバイスの販売：半導体・液晶・その他電子部品
- ② 電子デバイス及び機器の製造、販売
- ③ 電子機器組立製造装置の販売：実装製造装置・検査装置

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年5月31日現在)

| 名 称                                               | 所 在 地        |
|---------------------------------------------------|--------------|
| 本 社                                               | 名古屋市中区       |
| 三 河 支 店                                           | 愛知県岡崎市       |
| 東 京 支 店                                           | 東京都品川区       |
| 浜 松 支 店                                           | 浜松市中区        |
| M . A . T E C H N O L O G Y , I N C .             | フィリピン カビテ州   |
| 美 達 奇 ( 香 港 ) 有 限 公 司                             | 香港 九龍        |
| 台 湾 美 達 旗 股 份 有 限 公 司                             | 台湾 台北市       |
| 敏 拓 吉 電 子 ( 上 海 ) 有 限 公 司                         | 中国 上海市       |
| 美 達 奇 電 子 ( 深 圳 ) 有 限 公 司                         | 中国 深圳市       |
| M I T A C H I ( T H A I L A N D ) C O . , L T D . | タイ バンコク      |
| P T . M I T A C H I I N D O N E S I A             | インドネシア ジャカルタ |
| M E テ ッ ク 株 式 会 社                                 | 東京都品川区       |
| フ ロ ア 工 業 株 式 会 社                                 | 愛知県岡崎市       |

- (注) 1. 2020年11月に設立いたしました非連結子会社でありますMITACHI INTERNATIONAL (MALAYSIA) SDN. BHD. については重要性に鑑み、除外しております。
2. 関西支店については2021年3月に完全在宅体制へ移行し、西日本営業課に名称変更(事務所閉鎖)したことにより今回から除外しております。

## (7) 使用人の状況 (2021年5月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減  |
|----------|-------------|--------------|
| 国内事業部門   | 111 (19) 名  | 増減無 (8名減)    |
| 海外事業部門   | 345 (524) 名 | 33名減 (208名減) |
| 全社 (共通)  | 26 (-) 名    | 2名減 (増減無)    |
| 合計       | 482 (543) 名 | 35名減 (216名減) |

- (注) 1. 使用人数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パート社員、派遣社員）は当連結会計年度の平均人員数を（）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものです。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 129 (1) 名 | 2名減 (増減無) | 41.9歳 | 13.1年  |

- (注) 使用人数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、嘱託を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パート社員、派遣社員）は当事業年度の平均人員数を（）外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年5月31日現在)

| 借入先         | 借入額    |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 411百万円 |
| 台湾美達旗股份有限公司 | 164百万円 |
| 株式会社みずほ銀行   | 21百万円  |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,906,000株
- ③ 株主数 3,634名
- ④ 大株主(上位12名)

| 株主名                         | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------------------|------------|--------|
| 株式会社JU                      | 1,844,800株 | 23.34% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口) | 673,800株   | 8.52%  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)          | 302,400株   | 3.83%  |
| 橘和博                         | 223,400株   | 2.83%  |
| 株式会社三菱UFJ銀行                 | 200,000株   | 2.53%  |
| 井上銀二                        | 150,000株   | 1.90%  |
| ミタチ産業従業員持株会                 | 120,423株   | 1.52%  |
| 井上佐恵子                       | 120,000株   | 1.52%  |
| 野中光夫                        | 110,000株   | 1.39%  |
| 株式会社名古屋銀行                   | 100,000株   | 1.26%  |
| ローム株式会社                     | 100,000株   | 1.26%  |
| 株式会社大垣共立銀行                  | 100,000株   | 1.26%  |

(注) 持株比率は自己株式(604株)を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式  
該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は2015年7月3日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、新株予約権を発行することを決議いたしました。

|                        |                             | 新株予約権                                           |
|------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                             | 2015年7月3日                                       |
| 新株予約権の数                |                             | 3,709個                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                             | 普通株式 370,900株<br>(新株予約権1個につき100株)               |
| 新株予約権の払込金額             |                             | 7,054,400円                                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                             | 新株予約権1個当たり80,400円<br>(1株当たり804円)                |
| 権利行使期間                 |                             | 2018年9月1日から<br>2022年8月31日まで                     |
| 行使の条件                  |                             | (注)                                             |
| 交付状況                   | 当社取締役<br>(社外取締役を除く。)        | 新株予約権の数 800個<br>目的となる株式数 80,000株<br>交付者数 3名     |
|                        | 当社取締役(監査等委員)<br>(社外取締役を除く。) | 新株予約権の数 250個<br>目的となる株式数 25,000株<br>交付者数 1名     |
|                        | 当社従業員                       | 新株予約権の数 2,659個<br>目的となる株式数 265,900株<br>交付者数 86名 |

(注) 1. 新株予約権者は、2018年5月期から2019年5月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される損益計算書〔連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書〕における営業利益をいい、以下同様とする。)が1,250百万円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を、当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ただし、2018年5月期の営業利益が919百万円以下となった場合、上記にかかわらず新株予約権を行使することはできない。

2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役の状況 (2021年5月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                |
|---------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長       | 橘 和 博   | 台湾美達旗股份有限公司董事長<br>M. A. TECHNOLOGY, INC. 取締役会長<br>㈱JU代表取締役社長<br>フロア工業㈱取締役会長 |
| 常務取締役         | 奥 村 浩 文 | 経営企画室担当<br>営業部門担当<br>ソリューション部門担当<br>東京支店担当<br>MEテック㈱担当<br>美達奇(香港)有限公司董事長    |
| 取 締 役         | 野 村 慎 一 | 本社営業部担当<br>三河支店担当<br>浜松支店担当                                                 |
| 取締役(監査等委員・常勤) | 大 島 卓 也 |                                                                             |
| 取締役(監査等委員)    | 中 浜 明 光 | 中浜明光公認会計士事務所所長                                                              |
| 取締役(監査等委員)    | 松 岡 正 明 | 公認会計士松岡正明事務所所長                                                              |
| 取締役(監査等委員)    | 澁 谷 歩   | 安藤・澁谷法律事務所パートナー弁護士                                                          |

- (注) 1. 当社は2020年8月28日開催の第44期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役(監査等委員)中浜明光氏、松岡正明氏及び澁谷歩氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)中浜明光氏及び松岡正明氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために大島卓也氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
2020年8月28日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、取締役川原康夫氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当社は、取締役(監査等委員)中浜明光氏、松岡正明氏及び澁谷歩氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### ③ 役員等賠償責任保険契約(D&O保険)の概要

該当事項はありません。

#### ④取締役の報酬等

##### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の<br>総額             | 報酬等の種類別の総額             |                 |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|------------------------|------------------------|-----------------|------------|-----------------------|
|                            |                        | 基本報酬                   | 業績連動<br>報酬等     | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 75,923千円<br>(900千円)    | 64,023千円<br>(900千円)    | 11,900千円<br>(-) | -<br>(-)   | 5名<br>(1名)            |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 16,300千円<br>(10,500千円) | 16,300千円<br>(10,500千円) | -<br>(-)        | -<br>(-)   | 4名<br>(3名)            |
| 監査役<br>(うち社外監査役)           | 3,240千円<br>(1,500千円)   | 3,240千円<br>(1,500千円)   | -<br>(-)        | -<br>(-)   | 3名<br>(2名)            |
| 合 計<br>(うち社外役員)            | 95,463千円<br>(12,900千円) | 83,563千円<br>(12,900千円) | 11,900千円<br>(-) | -<br>(-)   | 12名<br>(6名)           |

- (注) 1. 上表には、2020年8月23日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)および監査役3名(うち社外監査役2名)を含めております。なお、当社は2020年8月23日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。  
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額13,530千円(取締役〔監査等委員を除く〕3名に対して11,900千円、取締役〔監査等委員〕4名に対して1,630千円〔うち社外取締役に対して1,050千円〕)。

##### ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は2020年8月28日開催の第44期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名です。

監査等委員である取締役の報酬額は2020年8月28日開催の第44期定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち、社外取締役は3名)です。

##### ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。



また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬と賞与のみを支払うこととする。

ii. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期 または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

iii. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

iv. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会(vの委任を受けた代表取締役社長)は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた

賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

## ニ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役橋和博に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中浜明光氏は、中浜明光公認会計士事務所所長であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役松岡正明氏は、公認会計士松岡正明事務所所長であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役澁谷歩氏は、安藤・澁谷法律事務所パートナー弁護士であります。当社と当該兼職先との間には特別の関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                     | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>中浜 明光 | 当事業年度に開催された取締役会20回のうち、取締役として3回、取締役（監査等委員）として17回出席いたしました。<br>中浜明光氏は公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で社員の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |

|                             | <p style="text-align: center;">出席状況、発言状況及び<br/>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要</p>                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>取締役（監査等委員）<br/>松岡 正明</p> | <p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち、監査役として3回、取締役（監査等委員）として17回出席いたしました。</p> <p>松岡正明氏は公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |
| <p>取締役（監査等委員）<br/>澁谷 歩</p>  | <p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち、監査役として3回、取締役（監査等委員）として17回出席いたしました。</p> <p>澁谷歩氏は弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、就任以降に開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>    |

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 三優監査法人
- ② 報酬等の額

|                                        | 報 酬 等 の 額 |
|----------------------------------------|-----------|
| 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 17,500千円  |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,500千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の一部の海外子会社につきましては、当社の監査法人以外の会計監査を受けております。

- ③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- ⑤ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### ①業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

イ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

創業精神である、「三つ（お客様・仕入先様・当社）で立つ」という三位一体の精神（頭文字とガールの水道橋からの「M」のシンボルマークと、社名「ミタチ産業」で表しています。）を根幹として、経営理念「顧客第一主義」、「人間尊重、「一流へのチャレンジ」、「創造的革新」、「企業の社会貢献」を掲げ、さらにミタチ産業役職員の行動指針を定め、役職員が基本的な価値観や倫理観を共有し、業務に活かすために、管理部担当役員を委員長として「倫理コンプライアンス委員会」を設置しコンプライアンス統括部署とするとともに、事務局を管理部と定め、コンプライアンス体制の整備維持を図ることとしています。

また、法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組みとして「内部通報管理マニュアル」を制定しています。

ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録はじめ各委員会議事録は、法令・社内規程に基づき保管しています。

また、文書管理規程に基づき取締役会議事録をはじめ各委員会議事録を管理しています。そして「倫理コンプライアンス委員会」の指名した委員は、取締役会議事録及び監査等委員会議事録の保管状況を3ヶ月ごとに検査し報告書を作成保管しています。

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、様々なリスクを未然に防ぐべく、また、リスクが発生した場合にはその損害を最小限に抑制することを基本方針として、倫理コンプライアンス委員会のもとに、リスク管理委員会、情報管理・セキュリティ委員会、SOX委員会を設置し、全社的なリスク管理体制の整備をしています。

## ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督を行う取締役会は、毎月1回の定例開催のほか必要に応じて臨時に開催しています。取締役会の決定に基づく業務の執行は、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程に基づき組織的・効率的な運営を図っています。事業年度ごとの事業計画書を作成し、部門別の進捗状況を検討しています。

## ホ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、関係会社管理規程により、統括部署を管理部と定め、グループ各社から業務内容の報告を受ける体制となっています。当社の内部監査室は、年に1回以上各社の内部監査を行っています。さらに常勤監査等委員による監査も、適宜行っています。また、グループ内取引の適正性を保持するために、グループ内取引については、必要に応じて「倫理コンプライアンス委員会」が審査しています。

また、法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組みとして「内部通報管理マニュアル」を制定しています。

## ヘ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会は、4名以上の監査等委員で構成し、その職務を適切に遂行できる体制を整備しています。また、監査にあたっての基準及び行動の指針として「監査等委員会監査等基準」を制定しており、「監査等委員会監査等基準」において、監査等委員会が取締役又は取締役会に対して、その職務を補助すべき使用人を置くことを要請できる体制にあります。

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、内部監査室において補助することとしています。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の職務を補助する事項に関して、監査等委員会の指揮命令に優先的に従うこととしています。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命及び異動については、監査等委員会の同意を得るものとしています。

ト 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、取締役会で補助使用人の独立性を決議し、人事異動・人事評価は、監査等委員会の承認を受けます。

チ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役は会社に損害を及ぼすおそれのある事項があることを発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告する体制にあります。監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議または、委員会に出席するほか、重要な書類を閲覧し、また、役職員に報告を求めることができる体制を整えています。また、法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組みとして「内部通報管理マニュアル」を制定しており「内部通報管理マニュアル」は当社及び子会社が対象となり、相談・通報窓口である監査等委員または担当部署に報告する体制となっております。

リ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令違反等の疑義がある行為等を相談・通報する仕組みとして「内部通報管理マニュアル」を制定しており、「内部通報管理マニュアル」において、通報・相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを確保する体制となっております。

ヌ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査にあたっての基準及び行動の指針として「監査等委員会監査等基準」を制定しており、「監査等委員会監査等基準」において監査等委員の職務の執行について生ずる費用は当社が負担することとなっております。

ル その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち意見交換を行っています。また、監査等委員会は、内部監査室や会計監査人とも緊密な連携を図っています。

ヲ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係は一切これを持たず、その勢力を助長する行為は一切行わないとともに、金品等不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むこととしています。また、コンプライアンスマニュアルの定めにより、倫理コンプライアンス委員会が、各部門長と連携し、適切な情報交換をするとともに、関係部署や顧問弁護士のほか、愛知県警をはじめとした所轄警察署などの関係官庁とも緊密に連携し、対応することとしています。

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ コンプライアンス体制

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図り、グループ全社の自然災害対策、情報セキュリティ対策として倫理コンプライアンス委員会を4回開催しました。

ロ リスク管理体制

リスクの定期的な把握、リスク回避・軽減策の検討、危機発生時に備えた対応の検討、危機発生時の指揮・各種対応指示の協議・起案をするリスク管理委員会を8回開催しました。

また、個人情報管理・IT・セキュリティ管理に関する報告を行い、対応を協議・起案する情報管理・セキュリティ委員会を4回開催しました。

ハ 取締役の職務執行

重要な意思決定や取締役の職務執行状況の監督を行う取締役会は、毎月1回の定例開催のほか必要に応じて臨時に開催しています。

ニ 監査等委員の職務執行

代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち意見交換を行っています。

また、監査等委員会は、内部監査室や会計監査人とも緊密な連携を図っています。



#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、長期的視点に立った財務体質と経営基盤の強化に努めるとともに、株主に対する利益還元を経営の重要課題と考えており、安定的な配当に配慮するとともに業績を反映した利益還元を基本方針といたしております。

~~~~~

◎ 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	14,697,797	流 動 負 債	6,189,853
現金及び預金	1,989,075	支払手形及び買掛金	3,723,426
受取手形及び売掛金	5,728,818	電子記録債務	1,117,437
電子記録債権	2,452,320	短期借入金	569,934
たな卸資産	3,923,423	未払法人税等	232,220
その他	638,032	賞与引当金	91,764
貸倒引当金	△33,872	役員賞与引当金	13,530
固 定 資 産	1,924,520	その他	441,539
有 形 固 定 資 産	1,135,357	固 定 負 債	461,446
建物及び構築物	250,699	リース債務	243,201
機械装置及び運搬具	124,160	資産除去債務	30,650
土地	519,622	その他	187,594
リース資産	221,688	負 債 合 計	6,651,299
その他	19,186	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	171,824	科 目	金 額
投資その他の資産	617,339	株 主 資 本	9,676,407
投資有価証券	162,271	資本金	818,105
関係会社株式	26,178	資本剰余金	860,730
その他	433,188	利益剰余金	7,997,895
貸倒引当金	△4,299	自己株式	△324
資 産 合 計	16,622,318	その他の包括利益累計額	281,674
		その他有価証券評価差額金	30,299
		為替換算調整勘定	251,374
		新株予約権	5,934
		非支配株主持分	7,003
		純 資 産 合 計	9,971,019
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,622,318

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		33,880,617
売上原価		30,677,691
売上総利益		3,202,926
販売費及び一般管理費		2,278,613
営業利益		924,312
営業外収益		
受取利息	8,583	
受取配当金	2,005	
仕入割引	45,655	
受取家賃	37,058	
助成金収入	32,109	
その他	28,870	154,283
営業外費用		
支払利息	20,086	
売上割引	2,977	
為替差損	40,663	
貸借費用	6,332	
その他	7,618	77,678
経常利益		1,000,917
税金等調整前当期純利益		1,000,917
法人税、住民税及び事業税	332,308	
法人税等調整額	9,399	341,708
当期純利益		659,209
非支配株主に帰属する当期純損失		△6,000
親会社株主に帰属する当期純利益		665,209

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 の 有 価 証 券 金 額 差 額	為 替 換 算 差 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	新株予約権			
2020年6月1日 期首残高	818,105	860,730	7,490,794	△281	9,169,350	9,776	91,147	100,924	7,066	12,921	9,290,262	
連結会計年度中 の変動額												
剰余金の配当			△158,108		△158,108						△158,108	
親会社株主に帰属 する当期純利益			665,209		665,209						665,209	
自己株式の取得				△43	△43						△43	
株主資本以外の 項目の連結会計 年度 の変動額(純額)						20,522	160,227	180,749	△1,132	△5,917	173,699	
連結会計年度中 の変動額合計	-	-	507,100	△43	507,057	20,522	160,227	180,749	△1,132	△5,917	680,756	
2021年5月31日 期末残高	818,105	860,730	7,997,895	△324	9,676,407	30,299	251,374	281,674	5,934	7,003	9,971,019	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数

9社

連結子会社の名称

M. A. TECHNOLOGY, INC.

美達奇（香港）有限公司

台湾美達旗股份有限公司

敏拓吉電子（上海）有限公司

美達奇電子（深圳）有限公司

MITACHI (THAILAND) CO., LTD.

PT. MITACHI INDONESIA

MEテック株式会社

フロア工業株式会社

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数

1社

非連結子会社の名称

MITACHI INTERNATIONAL (MALAYSIA) SDN. BHD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、MITACHI INTERNATIONAL (MALAYSIA) SDN. BHD. は当連結会計年度に新規設立しており、株式会社ユラス並びにMITACHI TRADING (THAILAND) CO., LTD. は、当連結会計年度に清算終了いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の状況

非連結子会社の数

1社

非連結子会社の名称

MITACHI INTERNATIONAL (MALAYSIA) SDN. BHD.

持分法を適用しない理由

非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

なお、MITACHI INTERNATIONAL (MALAYSIA) SDN. BHD. は当連結会計年度に新規設立しており、株式会社ユラス並びにMITACHI TRADING (THAILAND) CO., LTD. は、当連結会計年度に清算終了いたしました。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物

当社は、定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、連結子会社は、定額法を採用しております。

その他

定率法、ただし連結子会社は定額法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

②リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の合計処理

税抜方式によっております。

II. 重要な会計上の見積り

たな卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当 連 結 会 計 年 度
た な 卸 資 産	3,923,423千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は営業循環過程から外れたたな卸資産については、一定の基準により定期的に帳簿価額を切り下げる方法により評価しております。

但し、当社では半導体や電子部品メーカーなどの生産品目の変化などによる生産終了品の供給や、災害時における事業継続在庫などの在庫の保有を行っており、販売先の急激な生産活動の縮小や、受注が需要の予測を大幅に下回った場合、販売先への販売が減少し、在庫が滞留する可能性があるため、定期的に切り下げている商品及び製品のうち販売見込期間が長期にわたる一部の商品については、個々の販売可能性に応じた評価を行っていることから、実際の販売状況が見積りと異なった場合、翌連結会計年度のたな卸資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

III. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

IV. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響は、営業収益減少等の影響があるものの、2022年5月期末にかけて徐々に回復する仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

V. 連結貸借対照表に関する注記事項

1. 減価償却累計額
有形固定資産 1,659,094千円
2. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。
商品及び製品 3,601,952千円
仕掛品 28,372千円
原材料及び貯蔵品 293,097千円

VI. 連結株主資本等変動計算書に関する注記事項

1. 発行済株式の総数

	当連結会計年度期首 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	7,906,000株	—	—	7,906,000株
合 計	7,906,000株	—	—	7,906,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2020年8月28日 定時株主総会	普通株式	79,054千円	利益剰余金	10円00銭	2020年5月31日	2020年8月31日
2020年12月18日 取締役会	普通株式	79,053千円	利益剰余金	10円00銭	2020年11月30日	2021年2月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2021年8月27日 定時株主総会	普通株式	79,053千円	利益剰余金	10円00銭	2021年5月31日	2021年8月30日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 370,900株

Ⅶ. 金融商品に関する注記事項

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、主に銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの販売管理規程、与信管理マニュアルに従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、顧客の信用状態を定期的に把握しております。

投資有価証券については、その他有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、保有残高は僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務については、半年以内の支払期日であります。

借入金については、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。短期借入金については、変動金利のため、金利の変動リスクに晒されておりますが、短期決済であり、金利変動リスクは限定的であります。また、リース債務については、主として一部の海外連結子会社について国際財務報告基準第16号「リース」を適用したものです。資金調達及びリース債務に係る流動性リスクについては、適時に資金繰り計画を作成・更新することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,989,075	1,989,075	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,728,818	5,728,818	—
(3) 電子記録債権	2,452,320	2,452,320	—
(4) 投資有価証券	140,381	140,381	—
(5) 支払手形及び買掛金	3,723,426	3,723,426	—
(6) 電子記録債務	1,117,437	1,117,437	—
(7) 短期借入金	569,934	569,934	—
(8) 未払法人税等	232,220	232,220	—
(9) リース債務 (※)	270,451	227,238	△43,212

(※) リース債務は流動負債と固定負債を合算して表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、

(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	21,890
関係会社株式	26,178

上記については市場性がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるものであるため、非上場株式については、「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記事項

1株当たり純資産額	1,259円65銭
1株当たり当期純利益	84円14銭

貸借対照表

(2021年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,516,646	流 動 負 債	4,978,322
現金及び預金	708,373	支払手形	10,805
受取手形	124,900	買掛金	2,579,251
売掛金	3,670,361	電子記録債務	1,119,117
電子記録債権	2,497,317	短期借入金	598,192
たな卸資産	2,398,906	リース債務	911
前払費用	15,052	未払金	57,701
未収入金	496,391	未払費用	31,007
短期貸付金	619,956	未払法人税等	185,833
1年内回収予定の長期貸付金	30,463	前受金	237,986
その他	37,400	賞与引当金	91,764
貸倒引当金	△82,475	役員賞与引当金	13,530
固 定 資 産	1,709,668	その他	52,220
有 形 固 定 資 産	642,387	固 定 負 債	54,006
建物	108,408	リース債務	4,687
構築物	1,622	資産除去債務	26,205
工具器具備品	7,741	その他	23,113
土地	519,622	負 債 合 計	5,032,329
リース資産	4,992	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	115,579	科 目	金 額
借地権	38,578	株 主 資 本	7,157,017
ソフトウェア	69,223	資 本 金	818,105
ソフトウェア仮勘定	5,027	資 本 剰 余 金	868,905
その他	2,751	資本準備金	868,905
投 資 其 他 の 資 産	951,701	利 益 剰 余 金	5,470,330
投資有価証券	161,778	利益準備金	12,500
関係会社株式	369,920	その他利益剰余金	5,457,830
関係会社長期貸付金	53,271	別途積立金	3,530,000
破産更生債権等	4,299	繰越利益剰余金	1,927,830
長期前払費用	2,381	自 己 株 式	△324
繰延税金資産	57,689	評 価 ・ 換 算 差 額 等	31,035
その他	306,660	その他有価証券評価差額金	31,035
貸倒引当金	△4,299	新 株 予 約 権	5,934
資 産 合 計	12,226,315	純 資 産 合 計	7,193,986
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,226,315

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年6月1日から
2021年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		24,515,004
売 上 原 価		22,331,281
売 上 総 利 益		2,183,722
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,566,668
営 業 利 益		617,054
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17,840	
受 取 配 当 金	12,046	
仕 入 割 引	45,655	
受 取 家 賃	37,858	
為 替 差 益	2,835	
助 成 金 収 入	26,415	
そ の 他	8,970	151,622
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,600	
売 上 割 引	2,977	
賃 貸 費 用	6,332	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10,516	
そ の 他	678	26,105
経 常 利 益		742,571
税 引 前 当 期 純 利 益		742,571
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	261,925	
法 人 税 等 調 整 額	△5,328	256,596
当 期 純 利 益		485,974

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年6月1日から)
(2021年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
2020年6月1日期首残高	818,105	868,905	868,905	12,500	3,530,000	1,599,963	5,142,463	△281	6,829,194	
事業年度中の変動額										
新株の発行(新株 予約権の行使)										
剰余金の配当						△158,108	△158,108		△158,108	
当期純利益						485,974	485,974		485,974	
自己株式の取得								△43	△43	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	327,866	327,866	△43	327,822	
2021年5月31期末残高	818,105	868,905	868,905	12,500	3,530,000	1,927,830	5,470,330	△324	7,157,017	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2020年6月1日期首残高	10,522	10,522	7,066	6,846,783
事業年度中の変動額				
新株の発行(新株 予約権の行使)				
剰余金の配当			△158,108	
当期純利益			485,974	
自己株式の取得			△43	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	20,512	20,512	△1,132	19,380
事業年度中の変動額合計	20,512	20,512	△1,132	347,203
2021年5月31期末残高	31,035	31,035	5,934	7,193,986

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

I. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3～50年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

II. 重要な会計上の見積り

たな卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当 事 業 年 度
た な 卸 資 産	2,398,906千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は営業循環過程から外れたたな卸資産については、一定の基準により定期的に帳簿価額を切り下げる方法により評価しております。

但し、当社では半導体や電子部品メーカーの生産品目の変化などによる生産終了品の供給や、災害時における事業継続在庫などの在庫の保有を行っており、販売先の急激な生産活動の縮小や、受注が需要の予測を大幅に下回った場合など、在庫が滞留する可能性があるため、定期的に切り下げている商品及び製品のうち販売見込期間が長期にわたる一部の商品については、個々の販売可能性に応じた評価を行っていることから、実際の販売状況が見積りと異なった場合、翌事業年度のたな卸資産の評価に重要な影響を与える可能性があります。

III. 表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

IV. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記事項

1. 減価償却累計額

有形固定資産

465,529千円

2. 保証債務		
銀行借入に対する債務保証		
M. A. TECHNOLOGY, INC.		111,955千円
銀行為替予約取引に対する債務保証		
台湾美達旗股份有限公司		12,541千円
仕入債務に対する債務保証		
美達奇（香港）有限公司		54,162千円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務		
短期金銭債権		993,985千円
長期金銭債権		53,271千円
短期金銭債務		262,969千円
4. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。		
商品		2,397,512千円
仕掛品		673千円
貯蔵品		720千円

IV. 損益計算書に関する注記事項

関係会社との取引高		
営業取引		
売上高		761,623千円
仕入高		831,078千円
営業取引以外の取引高		29,221千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記事項

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	534	70	—	604
合計	534	70	—	604

VI. 税効果会計に関する注記事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な内訳は以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	26,553千円
未払事業税	11,105千円
未払法定福利費	4,507千円
賞与引当金	28,079千円
たな卸資産	101,198千円
子会社株式	98,228千円
会員権	6,043千円
資産除去債務	8,018千円
その他	31,580千円
繰延税金資産小計	315,315千円
評価性引当額	△240,214千円
繰延税金資産合計	75,101千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,117千円
その他有価証券評価差額金	△15,293千円
繰延税金負債合計	△17,411千円
繰延税金資産の純額	57,689千円

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記事項

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	M. A. TECHNOLOGY, INC.	(所有) 直接93.1%	当社電子部品の製造 役員の兼務	資金の貸付 (注) 1	107,530	短期貸付金	219,520
				資金の回収 (注) 1	39,081	1年内回収予定 の長期貸付金	30,463
				利息の受取 (注) 1	6,115	長期貸付金	53,271
				債務保証 (注) 2	111,955	—	—
子会社	美達奇(香港)有限公司	(所有) 直接100.0%	当社電子部品の販売 役員の兼務	資金の回収 (注) 1	56,925	短期貸付金	257,936
				利息の受取 (注) 1	6,198		
				売上高 (注) 3	236,244	売掛金	67,189
子会社	台湾美達旗股份有限公司	(所有) 直接100.0%	当社電子部品の調達 役員の兼務	資金の借入 (注) 4	—	短期借入金	164,640
				利息の支払 (注) 4	4,130		
子会社	敏拓吉電子(上海)有限公司	(所有) 間接100.0%	当社電子部品の販売 役員の兼務	売上高 (注) 3	295,631	売掛金	153,269
子会社	MEテック株式会社	(所有) 直接95.1%	当社電子部品の販売 役員の兼務	資金の貸付 (注) 1	30,000	短期貸付金 (注) 5	122,500
				資金の回収 (注) 1	50,000		
				利息の受取 (注)	1,375		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. M. A. TECHNOLOGY, INC.、美達奇(香港)有限公司、MEテック株式会社に対する資金の貸付金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. M. A. TECHNOLOGY, INC. に対する債務保証については、金融機関からの借入に対して当社が保証を行っているものであります。
3. 美達奇(香港)有限公司、敏拓吉電子(上海)有限公司への当社電子部品の販売について、市場価格を参考に決定しております。
4. 台湾美達旗股份有限公司からの資金の借入金利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
5. MEテック株式会社への貸付金に対して、68,787千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において、10,428千円の貸倒引当金繰入額(営業外費用)を計上しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記事項

1株当たり純資産額	909円25銭
1株当たり当期純利益	61円47銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月21日

ミタチ産業株式会社

取締役会御中

三 優 監 査 法 人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 雄 城 ⑧

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 啓 太 ⑧

業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ミタチ産業株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミタチ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年7月21日

ミタチ産業株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 吉 川 雄 城 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 啓 太 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ミタチ産業株式会社の2020年6月1日から2021年5月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年6月1日から2021年5月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年7月26日

ミタチ産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 大 島 卓 也 ㊞

監 査 等 委 員 中 浜 明 光 ㊞

監 査 等 委 員 松 岡 正 明 ㊞

監 査 等 委 員 澁 谷 歩 ㊞

(注) 監査等委員中浜明光、松岡正明及び澁谷歩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、長期的視点に立った財務体質と経営基盤の強化に努めるとともに、株主に対する利益還元を経営の重要課題と考えており、安定的な配当に配慮するとともに業績を反映した利益還元を基本方針といたしております。

当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額79,053,960円

なお、中間配当金として1株につき金10円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき金20円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年8月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	たちばな かず ひろ 橘 和 博 (1970年6月5日)	1993年4月 東芝デバイス㈱入社 1999年10月 当社入社 2009年6月 当社執行役員 2009年8月 台湾美達旗股份有限公司董事長就任 (現任) 2010年3月 ㈱JU代表取締役社長就任 (現任) 2010年8月 当社取締役就任 2012年8月 当社常務取締役就任 2013年8月 当社代表取締役副社長就任 2014年6月 M. A. TECHNOLOGY, INC. 取締役会長就任 (現任) 2014年8月 当社代表取締役社長就任 (現任) 2018年3月 フロア工業㈱取締役会長就任 (現任) (重要な兼職の状況) 台湾美達旗股份有限公司董事長 M. A. TECHNOLOGY, INC. 取締役会長 ㈱JU代表取締役社長 フロア工業㈱取締役会長	223,400株
取締役候補者とした理由 橘和博氏は、当社及び当社子会社の台湾美達旗股份有限公司において、経営者としての見識と営業部門及び品質部門を中心とした事業運営及び海外販売拠点における経験と実績を有しております。その豊富な経験と知見、見識を当社の経営に反映することを期待して、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	おく むら ひろ ふみ 奥 村 浩 文 (1962年2月7日)	1984年4月 中部NEC商品販売㈱入社 1985年3月 当社入社 2001年4月 当社三河支店副支店長 2003年8月 当社取締役就任 2007年8月 当社常務取締役就任(現任) 2013年8月 当社営業部門担当(現任) 2016年5月 美達奇電子(深圳)有限公司董事長就任 2017年8月 当社経営企画室担当(現任) 2019年9月 美達奇(香港)有限公司董事長就任(現任) 2020年8月 当社ソリューション部門担当(現任) 2021年1月 当社東京支店担当(現任) MEテック㈱担当(現任) (重要な兼職の状況) 美達奇(香港)有限公司董事長	10,800株
取締役候補者とした理由 奥村浩文氏は、当社において、主に営業部門及び海外部門において経験と実績を有し、また、経営者としてそれらの部門に関する見識を有しております。その豊富な経験と知見、見識を当社の経営に反映することを期待して、取締役として選任をお願いするものであります。			
3	の むら しん いち 野 村 慎 一 (1971年12月18日)	1994年3月 当社入社 2017年8月 当社執行役員 当社三河支店支店長(現任) 2019年8月 当社取締役就任(現任) 当社三河支店担当(現任) 当社浜松支店担当(現任) 2020年8月 当社本社営業部担当(現任)	2,300株
取締役候補者とした理由 野村慎一氏は、当社及び当社子会社の美達奇(香港)有限公司において、主に営業部門及び海外部門において経験と実績を有し、また、経営者としてそれらの部門に関する見識を有しております。その豊富な経験と知見、見識を当社の経営に反映することを期待して、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	※ たむら 村学 (1965年3月2日)	1989年4月 ㈱東芝入社 2015年10月 ㈱東芝 セミコンダクター&ストレージ社 国内営業統括部 中部半導体営業部長 2016年4月 ㈱東芝 ストレージ&デバイスソリューション社 国内営業統括部 中部半導体営業部長 2017年6月 東芝デバイス(㈱取締役就任 (兼務)) 2017年7月 東芝デバイス&ストレージ(㈱国内営業統括部長) 2020年4月 東芝デバイス&ストレージ(㈱半導体営業センター長) 2021年4月 当社入社執行役員 (現任)	—
取締役候補者とした理由 田村学氏は、株式会社東芝、東芝デバイス&ストレージ株式会社、東芝デバイス株式会社及び当社において、主に営業部門、海外部門及び製造部門において経験と実績を有しております。また、経営者としてそれらの部門に関する見識を有しております。その豊富な経験と知見、見識を当社の経営に反映することを期待して、取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。

【ご参考】

取締役のスキルについて (本総会において各候補者が選任された場合)

当社は取締役会の構成について以下のとおりバランスを適切に図り配置しております。

- ・業務執行と監督機能の員数 (業務執行4名、非業務執行4名)
- ・社内と社外の員数 (社内5名、社外3名)

さらに、個々の取締役のスキルについても過不足なく適切に配置しており、その一覧は以下のとおりです。

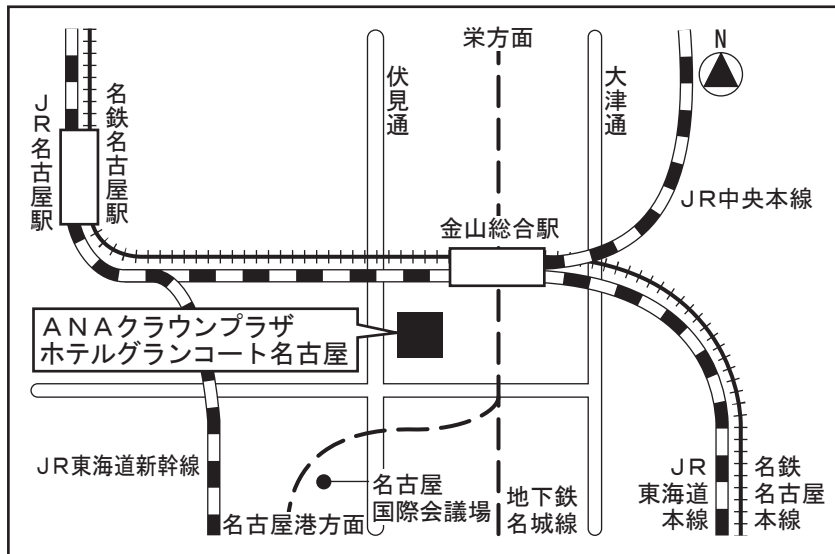
役員スキルマトリクス

	氏名	当社における地位	企業経営	法務・リスク	財務・会計	人事・労務・人材開発	グローバル	業界知見	営業・マーケティング	製造・品質・ものづくり	デジタル・IT
1	再任 橘 和博	代表取締役	○				○	○	○	○	
2	再任 奥村浩文	取締役	○	○			○	○	○	○	
3	再任 野村慎一	取締役	○				○	○	○		
4	新任 田村 学	取締役					○	○	○	○	
5	継続 大島卓也	取締役 監査等委員		○	○	○		○	○		○
6	継続 中浜明光	取締役 監査等委員			○						
7	継続 松岡正明	取締役 監査等委員			○		○				
8	継続 澁谷 歩	取締役 監査等委員		○							

以上

株主総会会場ご案内図

会場 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋
5階 ローズルーム
電話 (052) 683-4111 (代)



交通のご案内

- ・名古屋駅からJRまたは名鉄で約5分
- ・栄駅から地下鉄で約10分
- ・金山総合駅下車徒歩約1分

お願い

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。